

令和8年度

鳥羽 J系終沈グレーチング修理

特記仕様書

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第2課

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、表記業務に適用する。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当局が受注者に対し、その業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、当局が同意することをいう。
- (3) 協議とは、当局と受注者が対等の立場で合意することをいう。

3 業務の履行

本業務は本仕様書により、当局の指示に従い、正確に履行しなければならない。

4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、当局と協議の上定める。

5 法規の遵守

受注者は業務に当たり、関係諸法規を遵守して業務を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

6 書類の提出

受注者は、以下の書類等を速やかに提出しなければならない。

(必須)

工程	名 称		部数
完了時	1	完了通知書	1部
	2	請求書	1部
	3	報告書	1部
	4	作業写真	1部

(必要により提出)

工程	名 称		部数
着手前	1	工程表	1部
	2	産業廃棄物処理契約書及び許可書の写し	1部
	3	産業廃棄物運搬契約書及び許可書の写し	1部
	4	承諾図書(承諾申請書)	2部
完了時	5	取扱説明書	1部
その他	6	その他当局の指示するもの	必要部数

7 適用規格

適用規格は次の各号のとおりとする。

- (1) 日本産業規格(JIS)
- (2) 日本下水道協会規格(JSWAS)
- (3) 日本水道協会規格(JWWA)
- (4) 機械学会設計基準
- (5) 日本電気工業会標準規格(JEM)
- (6) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- (7) 電気設備に関する技術基準
- (8) その他関係規格及び基準

8 励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

- (2) 各検査・試験及び写真撮影
- (3) 業務の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 業務期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

1 8 施設停止及び他業務等との競合

受注者は業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他業務等と競合する場合は当局が作業期間の指定をする場合がある。

1 9 履行確認

- (1) 業務が完了すれば、受注者は速やかに必要書類を提出のうえ、当局の履行確認を受けなければならない。
- (2) 履行確認に当たって、当局の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
- (3) 履行確認の結果、欠陥又は不備があったとき、受注者は当局の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

2 0 保証・契約不適合

- (1) 履行確認完了後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、目的物に欠陥・不備が発見されたときは、当局が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。
なお、当該箇所は補修後に再度履行確認を受け、更に履行確認完了後一年の保証を行わなければならない。上記の期間を越える場合においても、受注者はその契約不適合責任を免れることはできない。
- (2) 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、当局は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

2 1 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

2 2 作業写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、年月日、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで3年間程度劣化が生じないものであることとする。

2 3 雑則

- (1) 受注者は業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した業務に努めなければならない。
- (4) 受注者は業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第2章 細 則

1 概要

本修理は、J 系列内グレーチングが硫化水素により破損しているため、グレーチングの取替え及びその下にあるインバート開口部の閉塞を行うものである。

2 場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1
京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

3 期限

本修理の期限は令和8年7月21日とする。

4 修理内容

(1) 準備工

事前に現地修理箇所の実測等を行い当局の承諾を得ること。

(4) 新設グレーチング取付け

使用するグレーチングについては、以下の通りとする。

なお、表示寸法は参考とし、承諾をもって決定とする。

プレーン FB25×3 (幅 845×長さ 800) 4 枚

取付け後はガタつきが無いようにし、撤去したグレーチングは処分すること。

(5) 閉塞工 (2 箇所)

グレーチング下部のインバートの開口部をモルタル等で閉塞すること。

5 雑則

(1) 本修理に当たっては、あらかじめ監督員と修理方法や修理日程等について十分な打合せを行い、水環境保全センターの維持管理上支障のないように、迅速かつ確実に作業を行うこと。

なお、原則として土曜、日曜、祝日は作業を行わないこと。

(2) 修理期間中は作業開始、終了時は必ず監督員に連絡すること。

(3) 一日の作業終了時は必ず清掃し、道具、材料等は、定められた場所に置くこと。

(4) 修理に付随する材料、作業はすべて本修理の範囲とする。

(5) 本修理において発生した有価物は、受注者の責任において処分し、証明書を提供すること。

(6) 本仕様書に明記されていない事項であっても、施工上必要と思われるものについては、受注者の負担にて行うこと。

(7) 交換時に開口を開けたまま放置しないこととし、作業は十分安全に配慮して行うこと。

【提出書類様式】

令和 年 月 日

完了通知書

京都市公営企業管理者 上下水道局長 様

受注者 住所

氏名

印

下記について令和 年 月 日をもって完了しましたので通知します。

記

件 名

場 所

伝 票 番 号

決 定 日 令和 年 月 日

契 約 金 額 円

期 間 令和 年 月 日